

法務省矯成訓第3278号

矯正管区長  
行刑施設の長

被収容者の収容の開始に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉浦正健

被収容者の収容の開始に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、被収容者の収容開始時の告知等を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(過誤収容の防止等)

第3条 刑事施設の長は、新たに被収容者を収容する場合又はその刑事施設に収容されている被収容者が地位を異にするに至った場合には、過誤による収容又は地位の異動を防止するため、令状、判決書、執行指揮書その他の収容の根拠となる文書の内容の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 刑事施設の長は、新たに被収容者を収容した場合（他の刑事施設から移送された場合を除く。）には、その被収容者を護送した者に対し、その被収容者の氏名、収容の日時、その被収容者の収容を確認した刑事施設の職員の氏名を記載した書面を交付するものとする。

(収容開始時の告知の時期)

第4条 法第33条に規定する告知は、被収容者の収容を開始した日に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、刑事施設の長は、保護室への収容その他やむを得ない事由があると認めるときは、その事由がなくなった後速やかに告知を行うものとする。

(収容開始時の告知の方法)

第5条 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第5

7号。以下「規則」という。)第9条第1項に規定する口頭による告知は、刑事施設の長が指定する職員が、入所時の身体及び所持品等の検査手続を行う部屋、被収容者の居室その他の適当な場所において行う。

(収容開始時の告知以外の告知)

第6条 刑事施設の長は、被収容者に対し、法第33条に規定する告知を行う場合には、法第38条第1号に規定する起居動作の時間帯についても、書面又は口頭で告知するものとする。

2 受刑者に対し、前項に規定する告知を行う場合には、次に掲げる事項についても、告知するものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、その受刑者が16歳未満で、法第84条第2項に規定する処遇要領に基づく矯正処遇を実施する刑事施設が確定していない場合に限る。

(1) 刑の起算及び終了の日(刑法(明治40年法律第45号)第27条の2第1項の規定又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成25年法律第50号)第3条の規定により読み替えて適用される刑法第27条の2第1項の規定によりその一部の執行を猶予された刑について刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されていないときは、刑の起算及び執行が猶予されなかった部分の期間の執行終了の日)

(2) 法第38条第2号に規定する矯正処遇等の時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯

(3) 少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑の執行を受ける場合があること及びその場合には法第33条第1項各号及び第38条各号に掲げる事項は原則として少年院における処遇によること。

3 前項第1号及び第3号に掲げる事項の告知は、口頭で行う。この場合においては、前条の規定を準用する。

4 第2項第2号に掲げる事項の告知は、書面又は口頭で行う。

5 第1項又は第2項の規定による告知を口頭で行う場合においては、前2条の規定を準用する。

(告知の内容の変更)

第7条 前条の規定により告知した内容に変更があった場合には、その都度、変更された内容を改めて告知しなければならない。この場合の告知は、書面又は口頭で行う。

(識別のための指紋の採取)

第8条 規則第10条第3号に掲げる指紋の採取は、次に掲げる場合において、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 被収容者を新たに収容した場合（他の刑事施設から移送された場合を除く。） 被収容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式（平成13年法務省矯保訓第651号大臣訓令）様式第1号の3の入出所時指紋押なつ欄に押なつさせること。
- (2) 懲役受刑者又は禁錮受刑者を新たに収容した場合（他の刑事施設から移送された場合を除く。） 又はその刑事施設に収容されている懲役受刑者若しくは禁錮受刑者以外の者が懲役受刑者若しくは禁錮受刑者となった場合 矯正局長の定める指紋原紙の所定の欄に押なつさせること。
- (3) 既に採取した指紋の紋様の変化等によりその指紋の採取を再度行う必要がある場合 前2号に規定する所定の欄に押なつさせること。

2 前項第2号及び3号の規定により各刑事施設において指紋原紙に採取した指紋の整理保管等に関する事務は、府中刑務所において行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、識別のための指紋の採取その他の指紋の事務に関し必要な事項は、矯正局長が定める。

（称呼番号）

第9条 刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、称呼番号を付して、これを当該被収容者に告知するものとする。

2 被収容者がその地位を異にするに至ったときは、称呼番号を改めて付するものとする。ただし、刑事施設の長が必要と認めるときは、称呼番号を変更しないことができる。

3 前2項に定めるもののほか、称呼番号の取扱いについては、矯正局長が定める。

（労役場留置者への準用）

第10条 労役場留置者の収容開始時の告知等に関する事項については、この訓令中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第6条第2項中「次に掲げる」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる」と、同項第1号中「刑の起算」とあるのは「労役場留置の起算」と、同条第3項中「前項第1号及び第3号」とあるのは「前項第1号」と、第8条第1項中「次に掲げる」とあるのは「第1号又は第3号に掲げる」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第1号」と読み替えるものとする。

（監置場留置者への準用）

第11条 監置場に留置された者の収容開始時の告知等に関する事項については、この訓令中の各種被収容者に関する規定及び第6条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる」とあるのは「第1号に掲げる」と、同条第3項中「前項第1号及び第3号」とあるのは「前項第1号」と読み替えるものとする。

(被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の一部改正)

附 則

- 1 この訓令は、既決法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。
- 2 指紋原紙取扱規程（昭和25年法務府矯保甲第1046号総裁訓令）、昭和25年11月7日付け法務府矯保甲第1704号刑政長官通牒「受刑者称呼番号の取扱いについて」及び昭和42年4月12日付け法務省矯正甲第377号事務次官依命通達「指紋事務処理について」は、廃止する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平成28年法務省矯成訓第3号大臣訓令〕

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。